

諮問日：令和2年6月29日（令和2年度（最情）諮問第5号）

答申日：令和3年1月25日（令和2年度（最情）答申第41号）

件名：司法修習企画運営システムにより司法修習生の成績管理のために印刷した  
文書等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年1月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書については、司法修習企画運営システムの帳票・データの出力機能を用いて出力した帳票のうち、別紙記載1及び2に該当するもので、直近に作成したものと整理した。

司法研修所では司法修習企画運営システムを利用して司法修習生の成績管理業務を行っているが、同システムの帳票・データの出力機能を用いて出力した帳票は印刷していない。

また、司法修習企画運営システムを利用して司法修習生の人数や男女比等のデータ分析業務も行っているが、同システムの帳票・データの出力機能を用い

て出力した帳票も印刷していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年6月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月20日 審議
- ④ 同年12月18日 審議
- ⑤ 令和3年1月22日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法研修所では司法修習企画運営システムを利用して成績管理業務及びデータ分析業務を行っているものの、同システムの帳票・データの出力機能を用いて出力した帳票は印刷していないとのことであり、このことは、当委員会庶務を通じて重ねて確認した結果からも認められる。司法修習企画運営システムのこのような利用方法を踏まえるならば、本件開示申出文書を作成し又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

司法修習企画運営システムに基づき作成された以下の文書（直近に作成されたもの）

- 1 司法修習生の成績管理のために印刷した文書
- 2 司法修習生に関するデータ分析のために印刷した文書